

世界人権宣言 第 29 条：社会に対する義務

2018/12/08

国連人権高等弁務官事務所

人権宣言のこれまでの条項は、すべての人々の生来の権利について規定しているが、第 29 条は、権利の当然の結果である義務について規定している。我々すべては他者に対して義務を負い、彼らの権利と自由を守らなければならないということである。第 29 条はまた、権利は無制限ではないことを規定している。もし無制限であれば、社会のバランスと調和を保つことはできないであろう。第 29 条は、権利の行使と国際社会の利益を結び付けようとしている。制限に関して国際先例は 1948 年から存在し、権利の中には一切制限することができないものもあるが、それ以外の権利については次の条件でのみ制限が可能であるとしてきた。条件とは、制限は法律規定でのみ課すことができ、国際法に挙げられた目的の一つを助けるものであって、制限の深刻度や程度は国際法の目的と比例していなければならない、ということである。